平成２２年（フ）第１２７号
熊本県八代市高島町4740番地２
債務者　豊田　　徹
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
　　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１６０１５号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５－９－102
債務者　塩野　義博
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０８３号
神奈川県横浜市西区宮崎町61－２－404
債務者　谷　　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７２号
東京都江東区亀戸３丁目28－12　横田方201
債務者　増野　　智
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目488－14－205
債務者　瀧口　将史
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７４号
埼玉県草加市谷塚町731－１－１－905
債務者　青木　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７７号
千葉県船橋市前原西１丁目６－10－201
債務者　小笠原美佳（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１８９号
東京都板橋区前野町３丁目23－５－403
債務者　菅原　民男
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４４号
東京都台東区駒形２丁目３－４－804
債務者　富樫　保雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４５号
東京都新宿区富久町８－27－402
債務者　黒沢　誠子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５１号
埼玉県幸手市栄２－２－310
債務者　熊谷　永子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５７号
東京都足立区青井２丁目24－５－601
債務者　松野　智子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５８号
東京都台東区根岸４丁目６－８－203
債務者　長　　哲夫
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５９号
東京都足立区柳原２丁目46－３－203
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６１号
東京都文京区目白台３丁目26－８－302
債務者　大野れんげ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６４号
東京都品川区西大井５丁目20－３　城南ｈｏｍｅⅠ－102
債務者　葛西　倫子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部